

同性間パートナーシップにおいて生じる課題感及びそれらを解決しうる制度の検討

——日本国内のパートナーシップ宣誓制度に関する質的調査研究を通して

ズャーリッチまりや

本稿は同性間パートナーシップに対する制度保障について論ずる。現在、婚姻制度に準じる形で二者間の関係性を承認する「パートナーシップ制度」の導入が世界各地で進み、2023年2月時点で34の国・地域で同性婚が制度化されている。日本でも2015年の渋谷区での導入からパートナーシップ宣誓制度が広がり、導入自治体は255、制度利用者は4,000組を超える。2019年には「結婚の自由をすべての人に」訴訟が開始され、札幌地裁で違憲、東京地裁で違憲状態との判決が出た。このように制度保障の議論が活発化する一方で、婚姻制度を利用できるのは未だ戸籍上異性のカップルに限られ、同性間パートナーシップに対する法的保障は存在しない。そこで本研究は、戸籍上同性のカップル（以下、同性カップル）へのインタビューを通じて同性間パートナーシップの制度保障をめぐる当事者の課題感とニーズを明らかにし、それらを解決する可能性について各制度の検討を行う。考察に先立ち、パートナーシップ宣誓制度を導入している全国5都市（札幌市・大阪市・広島市・福岡市・東京都）を中心に36組の同性カップル、4組の異性カップル、現在パートナーがいないLGB当事者4名を対象にインタビュー調査を実施した。

同調査を踏まえ、本論の前半では同性カップルが抱える課題感について考察する。ここでは、(1) 法的保障に関する課題、(2) 社会的承認に関する課題、(3) 「結婚規範」から外れることによる課題、(4) インターセクシュナリティにより生じる課題の4項目について論じる。(1)より、同性カップルは婚姻制度を利用できないため、法律婚により付与される権利義務や民間サービスの優遇にアクセスできない。(4)においても同様に、子を産み育てる場合には生殖医療や共同親権、パートナーが外国籍である場合には配偶者ビザの獲得に制限が伴う。(2)においては同

性カップルの存在が想定されず差別・偏見を被りやすいため、関係性の説明や自己受容において困難が生じている。(3)においては、結婚規範からの阻害が同性カップルの精神的負担や消極的選択の要因となっている。

本論の後半では各制度に関する検討を行う。パートナーシップ宣誓制度は制度利用により法律婚に準ずる措置が受けられる事例や社会的承認の促進に寄与するなど実利的な効果が見られ、同性カップルの存在を可視化する機能も果たしている。一方で法的効力はほぼなく、制度の効力が周囲の理解度に依存するなど効果は限定的である。法的保障の欠如を補う目的で同性カップルが利用する養子縁組や公正証書については、法的なパートナー関係を保障するものではなく法的効力も絶対的ではないため、パートナーシップに対する制度保障としては十分でない。婚姻制度は法的保障と社会的承認の双方において効力を発揮し、同性カップル当事者の課題感解決に大きく寄与すると期待される。ただし婚姻制度自体について当事者間でも多様な議論があり、婚姻制度によって全ての課題が解決されるとは言い難い。また、いずれの制度利用もカミングアウトを伴うため、セクシュアリティの公表により不利益を被る社会状況においては、性的指向を公表していない当事者はいずれの制度保障からも周縁化されうる。

本研究の限界として、都市部在住者を対象としたため地方在住者の状況が反映されていない点、インタビュー調査という特性からクローゼットの当事者にアプローチできていない点が挙げられる。また制度の検討は現行制度の内容を基準としており、本稿の考察は既存の枠組みを超えるものではない。それらを踏まえた上で、現在の日本国内における同性カップルの実情を反映し、現行制度の検討を行ったことには意義があると考えられる。